

令和 8 年度

小美玉市まちづくり組織支援事業(前期)

実施要項



小美玉市

目 次

まちづくり組織認定・補助金交付申請フロー ……2～3

まちづくり組織の認定について ……4～5

まちづくり組織活動補助金について ……6～13

まちづくり審査会について ……14～15

小美玉市まちづくり組織支援事業Q&A ……16～18

小美玉市まちづくり組織支援事業の目的

小美玉市では、市民協働のまちづくりを推進していくため、行政区・学区コミュニティ・ボランティア団体・NPO 法人等のまちづくり活動に対し「小美玉市まちづくり組織支援事業」を実施しています。

本補助金の申請で使用する様式について

本補助金の様式は右記2次元コード(市ホームページ)に掲載しております。
または市民協働課窓口にて配布しております。



様式はこちら

まちづくり組織認定 申請フロー

1. 事前相談

【～令和8年4月15日(水)】

【迷ったときは市民協働課へ事前にご相談ください】

- ・認定に必要な準備や疑問点について確認します。
 - ・ネットならいつでも質問可能です。是非ご活用ください。
- ※ネットでの問い合わせの場合は回答に日数をいただく場合があります。



問い合わせ

2. 申請 申請方法…ネット、市民協働課窓口

【令和8年4月1日(水)～15日(水)】

【申請時に、以下の申請書を提出してください】

- (1)まちづくり組織認定申請書
- (2)組織規約(会則) (3)総会資料
- (4)会員名簿



ネット申請

3. まちづくり審査会

【令和8年4月28日(火)】

【申請団体で対応していただく内容】

- ・まちづくり審査会への出席が必須です。
- ・まちづくり審査会にて事業のプレゼンテーション、審査委員からの質疑に回答していただきます。

4. 組織認定の決定

【令和8年4月28日(火)～】

組織認定後は、団体宛てにまちづくり組織認定書を送付いたします。

組織認定後は、市から様々な支援を受けることができます。

- (1)補助金 (2)情報支援 (3)研修の案内 (4)備品の貸出

5. 補助金の支援について

補助金の支援については補助金申請フローをご確認ください。

まちづくり組織認定と補助金交付は同時に申請が可能です。

まちづくり組織活動補助金 申請フロー

1. 事前相談

【～令和8年4月15日(水)】

【迷ったときは市民協働課へ事前にご相談ください】

- ・申請内容や疑問点について確認します。
- ・ネットならいつでも質問可能です。是非ご利用ください。
※ネットでの問い合わせの場合は回答に日数をいただく場合があります。
- ・補助金交付の申請は「まちづくり組織」に認定されていることが必須です。
- ※まちづくり組織認定と補助金交付は同時に申請が可能です。



問い合わせ

2. 申請

申請方法…ネット、市民協働課窓口

【令和8年4月1日(水)～15日(水)】

【申請時に、以下の申請書を提出してください】

- (1)まちづくり組織活動補助金交付申請書
- (2)まちづくり事業計画書
- (3)収支予算書



ネット申請

3. まちづくり審査会

【令和8年4月15日(水)～28日(火)】

【同年度にまちづくり組織認定と同時に申請する場合】

- ・まちづくり審査会への出席が必須です。
- ・まちづくり審査会にて事業のプレゼンテーション、審査委員からの質疑に回答していただきます。

【補助金交付申請する場合】

- ・まちづくり審査会への出席はありません。
- ・審査委員からの質疑に回答していただきます。回答方法等の詳細は、申請後にご案内します。

4. 補助金交付決定

【令和8年4月28日(火)～】

補助金交付承認後は、団体宛てに補助金交付決定通知書を送付いたします。

通知書が確認出来たら事業を開始してください。

※領収書の適用日は補助金交付決定通知書に記載の日付以降になります。

5. 事業完了後

事業が終了したら、以下の書類を提出してください。

- (1)事業完了報告書
- (2)収支決算書
- (3)領収書の写し
- (4)事業の実施経過を示す写真等



ネット提出

6. 請求書提出～補助金振込

【～令和9年3月31日(水)】

・事業完了報告後、まちづくり組織活動補助金確定通知書を申請者へ送付します。

・確定通知書確認後、請求書を提出してください。

※請求書提出から振込まで3～4週間程度かかります。



補助金交付の手続きは終了です！

1. まちづくり組織の認定

組織の認定を受けると以下の支援を受けられるようになります。

- (1)まちづくり組織活動補助金
- (2)まちづくり情報支援…活動内容を広報誌やホームページで紹介します。
- (3)人材育成支援…まちづくり組織連絡会や市主催の研修等に優先的に参加出来ます。
- (4)イベント備品の貸出…学区コミュニティ等で所有している備品を借りることが出来ます。

2. 申請資格

申請団体が下記のすべてに該当している場合、申請が可能です。

要 件		具体的内容
①	市民が自主的に活動を推進している	A 会員の多くが連携・奮闘努力している B 事務局が行政から自主独立している C 活動が地域を舞台にしている
②	活動内容がまちづくり計画(※)の内容に沿っている	D 活動が公共的サービスの提供や補完となっている
③	3人以上の市民が会員登録をしている	
④	宗教、政治、営利活動を行わない	

※まちづくり計画とは、策定段階で住民が深く関わり住民の声を反映した行政計画である小美玉市総合計画等を意味します。



まちづくり計画について

3. まちづくり組織の認定 申請方法

項目	詳細
提出書類	以下の(1)～(4)を提出してください。 (1)小美玉市まちづくり組織認定申請書 (2)組織規約(会則) (3)総会資料 (4)会員名簿
提出方法	(1)ネット(2次元コードまたは市ホームページから) (2)市民協働課窓口
申請期間	令和8年4月1日(水)から 4月15日(水)まで

ネットから申請する場合は右記の2次元コードからアクセスしてください。

または市ホームページから提出してください。

市ホームページ URL

<https://www.city.omitama.lg.jp/0044/info-0000005129-0.html>



ネット申請はこちら

4. 組織の種類

まちづくり組織として認定された団体は以下の種類に区分されます。

項目	詳細
まちづくり委員会	行政区を活動エリアとする組織 【所属団体(抜粋)】 ・佐才区 ・橋向町内会
学区まちづくり組織	学区を活動エリアとする組織 【所属団体(抜粋)】 ・住みよい堅倉地区をつくる会 ・玉小学区コミュニティ
テーマ型まちづくり組織	公共的サービスを担う特定目的組織 【所属団体(抜粋)】 ・野村田池をきれいにする会 ・話し方教室

【令和8年2月現在 まちづくり組織認定団体】

右記の2次元コードからご確認できます。



市ホームページ

1. まちづくり組織活動補助金

まちづくり活動を目的とした事業に対する補助金を活用することが可能です。

※ただし、まちづくり組織に認定されていない場合は申請資格がありません。

※**まちづくり組織認定と補助金の同時申請**は可能です。

申請事業が次の要件の**すべてに該当している場合**、補助金の申請が可能です。

要 件		具体的内容	
①	まちづくり計画に整合している	A	公共性のある事業目的となっている
		B	不特定多数の市民が事業効果を享受できる
		C	地域の課題解決につながる
		D	現在の社会経済情勢に対応している
		E	地域活性化への波及効果が期待できる
		F	今後の発展性を期待できる
②	新たな取組みか、従来の取組みを拡充強化している	G	先導性、先見性、ユニーク性等の創意工夫が明確である
		H	事業規模の拡充(エリア、参加者数、回数等)等企画内容の改善が明確である
③	補助金交付を受けていない	I	申請事業に対する市の補助金交付が年度内に重複しない
④	年度内に完全実施できる	J	事業実施が3月末日までとなっている

※まちづくり計画とは、策定段階で住民が深く関わり住民の声を反映した行政計画である小美玉市総合計画等を意味します。



まちづくり計画について

2. まちづくり組織活動補助金 申請方法

項目	詳細
提出書類	以下の(1)～(3)を提出してください。 (1)小美玉市まちづくり組織活動補助金交付申請書 (2)まちづくり事業計画書 (3)収支予算書
提出方法	(1)ネット(2次元コードまたは市ホームページから) (2)市民協働課窓口
申請期間	令和8年4月1日(水)から 4月15日(水)まで

ネットから申請する場合は右記の2次元コードからアクセスしてください。

または市ホームページから提出してください。

市ホームページ URL

<https://www.city.omitama.lg.jp/0044/info-0000005129-0.html>



ネット申請はこちら

3. 申請事業の区分

事業区分	例
地域環境保全事業	地域の環境美化に関するもの 【例:除草、花壇づくり、地域ごみ収集・処理、里山・湖沼保全活動等】
地域防災・ 防犯活動事業	地域の生活安全を確保・促進するもの 【例:パトロール、通学路見守り活動、防犯・防災啓発イベント等】
文化芸術振興事業	伝統的文化・建造物の保護や、芸術活動に関するもの 【例:伝統文化継承、文化財の保存、芸術活動(展示会・コンサート・ワークショップ)等】
地域福祉事業	青少年育成、高齢者・障がい者への支援活動に関するもの 【例:子育て、高齢者見守り、健康づくり支援等】
地域交流 イベント事業	地域住民の交流促進に関するもの 【例:地域フェスティバル、地区運動会、お祭り等】
その他	上記に分類されない事業 【例:デジタル推進活動、国際交流活動等】

【補助金交付事業区分の判断について】

実施する事業の目的に沿って、どの事業区分に該当するか判断いたします。

複数の区分を含む事業を実施する場合は、**支出額が一番多い事業区分を申請事業**とします。

3-2.補助金申請時の注意事項

注意事項	詳細
1年度に申請できる回数	年度内に1回申請が出来ます。 前期または後期のどちらかに申請してください。
事業区分ごとの 団体の申請上限回数	「まちづくり委員会」「テーマ型まちづくり組織」は申請回数に上限があります。 各事業区分の申請回数の上限は3回までです。 「学区まちづくり組織」は申請回数に上限がありません。

補助金の申請回数の考え方について

	団体A	団体B	団体C	団体D
令和8年度	地域環境保全事業 (承認)	文化芸術振興事業 (承認)	地域環境保全事業 (否決)	地域交流イベント事業 (承認)
令和9年度	地域環境保全事業 (承認)	文化芸術振興事業 (承認)	地域環境保全事業 (承認)	地域交流イベント事業 (否決)
令和10年度	地域環境保全事業 (承認)	地域福祉事業 (承認)	地域環境保全事業 (承認)	地域防災・防犯活動事業 (承認)
令和11年度		文化芸術振興事業 (承認)		地域交流イベント事業 (承認)
令和12年度		地域福祉事業 (承認)	地域環境保全事業 (承認)	地域交流イベント事業 (承認)

(承認)…申請後、審査会で承認され、補助金振込まで完了したことを指します。

(否決)…申請後、審査会で認められず不採択になったことを指します。

【申請のポイント】

団体A	地域環境保全事業を令和8～10年度に申請し、同事業の申請回数が上限の3回に到達。 令和11年度以降は申請無し
団体B	令和8・9年度は文化芸術振興事業に申請。同事業の申請回数が2回に到達。 令和10年度は地域福祉事業に申請。 令和11年度は文化芸術振興事業に申請。同事業の申請回数が上限の3回に到達。 令和12年度に地域福祉事業を申請。同事業の申請回数が2回に到達。
団体C	令和8年度に地域環境保全事業に申請するが不採択となった。申請回数に加算しない。 令和9・10年度は同事業に申請し承認。地域環境保全事業の申請回数が2回に到達。 令和11年度は申請なし 令和12年度に地域環境保全事業を申請し、同事業の申請回数が上限の3回に到達。
団体D	令和8年度は地域交流イベント事業に申請。同事業の申請回数が1回。 令和9年度に地域交流イベント事業に申請するが不採択となった。同事業の申請回数が1回。 令和10年度は地域防災・防犯活動事業に申請。 令和11・12年度に地域交流イベント事業を申請し、同事業の申請回数は上限の3回に到達。

4.補助金額・補助対象経費

【補助率・補助金の年間限度額早見表】

No.	組織の種類	補助率	年間補助金限度額
i	まちづくり委員会	50%	10万円
ii	学区まちづくり組織	70%	50万円
iii	テーマ型まちづくり組織	50%	10万円

◆注意事項

- ①補助金額に1,000円未満の端数を生じた場合は、切り捨てとします。
- ②補助率及び補助金限度額は、審査会の意見に応じて変更する場合があります。

【補助対象経費基準】

補助金交付の対象経費は、申請事業に直接関係のある以下の経費です。

区 分	内 容
報 償 費	謝礼(講師謝金・アトラクション出演者お礼等) 記念品・参加賞等
旅 費	講師等招へい旅費(車賃、電車賃等)
需 用 費	消耗品費(事務用品・印刷物類等) 燃料費(ガソリン・混合油等) 印刷製本費(ポスター・写真・看板費等) 光熱水費(電気・ガス・水道代) 賄材料費(イベント食材等) 食糧費(※1)
役 務 費	郵送料・通信料・筆耕料・通訳料・保険料等
使用(賃借)料	会場使用料・機材借上げ料・コピー使用料・施設入場料等
備品購入費	申請事業に必要と認められ、リース対応が不可能な物品で、 団体管理が確実にできる場合(器具・用具)
そ の 他	まちづくり審査会において、適当と認められる経費

4-2 補助対象とならない経費

内 容
申請団体の構成員に対する報酬、出張旅費、給与等
補助金交付決定日前の支出(まちづくり審査会の開催日が補助金交付決定日となります)
領収書により支出が確認できない経費
その他、当補助事業において適切でない判断した経費

(※1)食糧費の補助対象について

【○】対象となる食糧費	【×】対象とならない食糧費
<ul style="list-style-type: none"> ・会議や総会、事業時の飲料代 ・<u>昼を跨ぐ1日単位(※2)</u>の事業や会議時の弁当代 ・研修講師の飲食代 ・研修講師や研修先への手土産代 ・出演者のケータリング代 ・ボランティアの方の飲食代 ・作業等による熱中症対策のための飲料代 ・事業の景品等としての食糧費 ・物販事業で販売する食材費 ・料理教室で使用する食材費 	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類 ・会議や総会、事業時の菓子代 ・視察研修時の飲食代 ・委託業者の飲食代 ・半日単位の事業や会議、研修時の弁当代 ・その他、団体の構成員等、特定の個人の利益になる食糧費

(※2)「昼を跨ぐ1日単位」の考え方

イベントや会議等は原則、午前か午後で開催してください。

イベント当日の準備を含めた実施時間が6時間以上であれば昼を跨ぐ1日単位とします。

【例】 9:00～16:00 ⇒○（昼休憩1時間を除く6時間）

11:00～15:00⇒×（昼休憩1時間を除く3時間）

【その他】

◆事業完了報告の際に、支出内容の用途が説明できるようにしてください。

◆食糧費の補助は、支出内容が適切でないとは判断できる場合は、対象外とする場合があります。

◆**対象となるかどうか不明な場合は、必ず市民協働課にご相談ください。**

5. 事業完了後

項目	詳細
提出書類	以下の(1)～(4)を提出してください。 (1)小美玉市まちづくり組織活動事業完了報告書 (2)収支決算書 (3)領収書の写し (4)事業の実施経過を示す写真等(※)
提出方法	(1)ネット(2次元コードまたは市ホームページから) (2)市民協働課窓口
報告締切	令和9年3月31日(水) 余裕を持ったスケジュールで提出をお願いします。

【(※)写真の取り扱いについて】

提出いただいた写真等は、市の広報紙等に掲載する場合があります。
写真に写ってる方のご了承をいただいた上で提出をお願いします。

ネットから申請する場合は右記の2次元コードからアクセスしてください。

または市ホームページから提出してください。

市ホームページ URL

<https://www.city.omitama.lg.jp/0044/info-0000005129-0.html>



ネット申請はこちら

6. 事業報告後

◆事業報告後は以下のような流れとなります。

(1)「小美玉市まちづくり組織活動補助金確定通知書」を報告団体へ送付します。

補助金交付を証明する通知書になりますので必ず保管してください。

(2)小美玉市まちづくり組織活動補助金交付請求書を提出してください。

指定された口座に補助金の振込手続きを行います。

【その他】

補助金の交付を受けたまちづくり組織には、市が関係するまちづくりイベント等で取組みの内容や成果などを報告していただく場合があります。

7. 事業中止や補助金額の変更申請

◆事業の中止や補助金額の変更が生じた場合は、速やかに以下の書類を提出してください。

- (1)事業を中止または補助金額変更の理由書(様式は問いません)
- (2)予算変更後の収支予算書

◆事業区分の変更は原則、認められません。

◆事業の中止または補助金額の変更が認められた場合、「小美玉市まちづくり組織活動補助金交付決定取消通知書」を団体へ送付します。

8. 取消し・補助金返還

◆交付決定の取り消し

以下(1)、(2)のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消します。

- (1)虚偽、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2)補助金を他の用途に使用したとき。

◆以上の取り消しを行った場合「小美玉市まちづくり組織活動補助金交付決定取消通知書」を団体へ送付します。

◆補助金の返還

取り消しに関わる部分について既に補助金が交付されている場合、期限を定めてその返還を求めます。
団体へ「小美玉市まちづくり組織活動補助金返還命令書」を送付し、返還の手続きを行います。

<問い合わせ先>

小美玉市役所 市民生活部 市民協働課
〒319-0192 小美玉市堅倉835番地
TEL : 0299-48-1111



問い合わせ

ホームページ等にアクセスした際の通信料はお客様のご負担となります。ご了承下さい。

まちづくり審査会について

◆まちづくり組織認定・補助金交付には「まちづくり審査会」で承認を受ける必要があります。

【審査会に対応していただく内容】

◆まちづくり審査会への対応

- 1.まちづくり組織認定と同時に申請する場合 → 会場にて審査・審査会へ出席
- 2.補助金交付のみの申請の場合 → ネット審査・質疑への回答

◆1.まちづくり組織認定と同時に申請する場合

→まちづくり審査委員へ事業のプレゼンテーションをしていただきます。

まちづくり組織認定のプレゼンテーション

まちづくり組織認定 プレゼンテーション	
説明時間	5分以内(時間厳守)
説明内容	「活動目的、活動内容」を中心に、要件を全て満たしていることを含めて説明して下さい。
	【要件】 ①会員の多くが連携して奮闘努力していること ②事務局が自主独立していること ③活動が地域を舞台にしていること ④活動が公共的サービスの提供や補完となっていること ⑤宗教、政治、特定営利活動を行っていないこと

まちづくり組織活動補助金 プレゼンテーション	
説明時間	5分以内(時間厳守)
説明内容	「事業名称、事業内容」を中心に説明してください。
	特に明確に説明していただきたいポイント ①どんなところに創意工夫をしているか ②実施することで地域にどのような効果が見込めるか ③継続事業の場合、従来に比べどこに改善・工夫をしているか

【審査会に関する注意事項】

代表者が審査会を欠席した場合、いかなる理由であっても**申請は無効**となります。

以下の場合には代理者の出席をお願いします。

(1)代表者がまちづくり審査会委員に就任している場合

(2)代表者が審査会に出席できない場合(団体に所属している会員以外は不可)

◆2.補助金交付のみの申請の場合

→申請書の内容に基づき、審査委員が書類審査をします。審査委員からの質疑に対し、回答をしていただきます。※会場への出席等はございません。

まちづくり組織活動補助金 書類審査対応について	
①.申請時	ネット上で質疑応答の対応をしていただきます。 申請者へショートメール(SMS)で案内します。
②.質疑内容の公開	SMS で審査委員からの質疑内容・回答の依頼をご連絡します。
③.回答	質疑への回答を期限内に対応してください。
④.審査結果通知	まちづくり審査会実施後に審査結果を通知します。 審査結果の通知は書面にて送付します。

【審査会(書類審査)に関する注意事項】

質疑に対し回答がなかった場合、**申請は無効となります。**
メッセージの受信を拒否しないようお気を付けてください。

◆補助金交付が決定した場合

- (1)申請内容及び補助金額を市ホームページ等で紹介いたします。
- (2)補助金交付決定通知書を申請者へ送付します。

小美玉市まちづくり組織支援事業Q&A

問1(営利活動) 私たちの団体は、自然環境をテーマにしたボランティア団体です。活動の中で環境グッズ等の物品販売を行い、売上金は組織活動費にあてています。まちづくり組織の認定要件の中には、「営利活動を行わないこと」とありますが、上記の物品販売は営利活動に該当しますか？

(答え)認定要件で禁じている営利活動とは団体が主として営利を目的に恒常的に行なう活動です。このため、環境グッズ等の物品販売は、一般的に収益よりも啓蒙・啓発を目的とする一時的な取組みと考えられるので、ここで言う営利活動には該当しません。同様に、団体が行なうイベント時のバザーなども集客力アップのための一時的取組みという点でこの活動には該当しません。

問2(認定の効力期間) まちづくり組織として認定された場合、認定期間は何年間でしょうか？

(答え)条例には認定の効力期間を定めた規定がありません。組織が解散する等の特別な場合を除いて、一度認定を受けると、その効力は将来に渡って保障されます。

問3(会員) 私たちの団体は、まちづくりを進める組織ですが、メンバーの多くが市外に住んでいます。小美玉市のまちづくり組織として認定申請を行なえますか？

(答え)人的要件としては、3人以上の小美玉市民が会員登録している組織であれば可能です。

問4(行政区組織と関係組織) 私たちの地区には行政区を活動エリアとして、区・子供会・女性会・老人会等、様々な団体があります。それぞれの組織では、ゴミ拾いや花壇づくり、三世代交流会、おまつりなど団体独自、あるいは連携して活動を行なっています。このような場合同じ行政区内の組織であってもそれぞれがまちづくり組織として認定を受けられますか？

(答え)当該組織が3つの認定要件を満たし、且つ、申請に必要な組織規約、総会資料、会員名簿を用意できる場合、手続き上、認定申請は可能です。しかし、その組織が組織体系や機能・財政面等から区を構成している内部団体と判断できる場合、区と同一組織とみなし、組織認定は困難と考えられます。

問5(年間補助限度額) 私たちの組織は、小学校区(学区)より広いエリアでまちづくり活動を実践しています。事業内容も大規模に進めていますが、テーマ型まちづくり組織(テーマ組織)として認定されているので、年間補助限度額は10万円です。学区まちづくり組織(学区組織)は50万円です。どのような考えに基づきますか？

(答え)市では市内のすべての小学校区(旧12学区)に学区コミュニティを立ち上げ、同団体が住民主体(市民協働)のまちづくりの牽引役として活動していけるよう、各種支援を施すこととしています。このため、本事業では、コミュニティを学区まちづくり組織に相当する組織として位置付け、その活動が充実できるよう、自主性を損なわない範囲で補助金の額等を定めています。

問6(重複補助1) 県・国等からの補助金交付を受けている事業は、本補助金制度を申請できますか？

(答え)重複補助は、あくまで市からの補助金だけを対象としていることから、同一事業に県・国等の補助金が交付されているか、また、補助金を交付されるとしても重複補助には該当しません。

問7(重複補助2) 以前から継続して市の補助金交付を受けている市民活動団体が、まちづくり組織の認定申請を行なうことはできますか？また、認定された場合は、新たな事業に取り組むために補助金の交付を受けられますか？

(答え)市からの補助金交付の有無に関係なく、市民活動団体がまちづくり組織の認定要件を満たし、且つ申請に必要な組織規約、総会資料、会員名簿を用意できるとき、認定申請は可能です。まちづくり組織として認定された場合、活動補助金の申請資格が得られますので、その交付を希望するときは、要項に基づいて申請を行っていただきます。補助金交付の決定は、まちづくり審査会の答申に沿って市が行います。設問のケースでは、申請の受付段階で補助金交付の有無等を行政内部の各課へ照会し、重複補助でないことが明らかとなれば審査会へ諮問し、その答申に沿って市が最終判断することとなります。

問8(補助金の交付制限) 学区まちづくり組織とまちづくり委員会(行政区組織)が連携してイベントを行なう場合、それぞれが別々に補助金交付を申請できますか？

(答え)それぞれの組織は独自に補助金申請を行なえますが、申請に係る事業が一体的な取り組みとして判断できる場合、一団体のみを補助金交付の対象とさせていただきます。これら交付制限の措置は、補助金交付の対象を組織運営でなく事業そのものを対象にしていることと特定の地域や住民に補助金交付が偏ることのないよう公平性を確保するために行なうものです。

問9(補助金採択基準) 毎年恒例となっているような事業(慣行的事業)については、補助金の申請をしても不採択となりますか？ 私たちの団体で行っているメイン事業は地区の運動会ですが、競技内容に若干の変更はあるものの例年同じ規模・内容で実施しています。

(答え)申請事業が毎年実施している恒例事業であっても、その内容ややり方に「①先導性、先見性、ユニーク性等の創意工夫が明確である」または「②事業規模の拡充(エリア、参加者数、回数等)等企画内容の改善が明確である」場合は、採択要件②の「従来の取組みを拡充強化している」と考えられます。同時に、ほかの3つの採択要件(①、③、④)を満たせば、当該申請は採択されます。

問10(審査会開催時期) まちづくり審査会は毎年何月に開催されますか？

(答え)認定申請及び補助申請に対するまちづくり審査会の開催は、4月と9月を予定しています。尚、4月審査会の段階で補助交付決定額が予算額に達してしまったとき、9月審査会では補助金審査を実施いたしません。また、補助金審査がある場合でも事業期間が下半期に限定される等の制限も生じますので、申請者は極力、4月審査会に間に合うよう早めの申請を心掛けてください。

問11(予算) 活動補助金申請が増えて申請額のトータルが予算を超過する場合、交付額の調整は行なわれますか？

(答え)補助金交付は予算の範囲内での対応となります。このため、まちづくり審査会の適否審査で補助金交付が認められても、その財源が不足する場合、交付決定事業全体を対象に公平的な視点から交付額調整を行なう場合があります。

問12(補助金の報告締切)令和9年3月31日が報告書提出の締切ですが、3月31日に提出をしても問題はありませんか？

(答え)問題ありません。ただし、提出物に不備等があり、再提出が必要と判断した場合はその対応をしていただく場合があります。前述のような内容が原因で、期限までに提出が出来なかった場合は補助金の交付は認められません。余裕を持ったスケジュールで提出することを推奨します。

問13(過去の申請回数)過去に本補助金制度を活用し申請しているまちづくり組織です。既に3回以上申請しているため、補助金の申請はできないのでしょうか？

(答え)申請は可能です。令和7年度以前までに3回以上申請しているまちづくり組織でも申請は可能です。本補助金の申請回数の制限の適用は令和8年度からの申請回数を基準としています。

問14(申請回数の制限)本補助金制度の申請を3回したまちづくり組織です。申請した事業は3回とも「地域交流イベント事業」です。この場合、他の事業区分も含め申請が出来なくなりますか？

(答え)申請は可能です。ただし、「地域交流イベント事業」については既に3回申請しているため、以降申請はできません。詳細は別紙「申請時の注意事項」をご確認ください。

問15(事業の申請区分)「災害時の避難経路を確保するための除草清掃作業」という内容で申請をしようとしています。目的としては「環境保全事業」・「地域防災・防犯活動事業」の複数の事業区分に該当するかと思います。この場合は、申請回数は前述の2事業それぞれに1回のカウントになりますか？

(答え)どちらかの事業区分に1回のカウントとします。複数の区分を含む事業を実施する場合は、支出額が一番多い事業区分を申請事業とします。そのため、申請時の収支予算書の内容を基に判断させていただきます。

問16(申請回数のカウント)本補助金制度に申請し、まちづくり審査会から否決された場合でも申請回数としてカウントされるのでしょうか？また、可決された事業が補助額の変更、または中止となってしまった場合はどのようになるのでしょうか？

(答え)以下の内容になります。

- (1)申請事業が否決された場合→申請回数としてカウントしません。
- (2)可決された事業の補助金額を変更し事業を実施した場合→申請回数としてカウントします。
- (3)可決された事業を中止した場合→申請回数としてカウントしません。

問17(受けられる支援)私たちの団体は、補助金交付の申請回数が上限に達し、本補助金による支援を受けられない状態です。その場合、まちづくり組織として認定されているメリットは何かありますか？

(答え)まちづくり組織として認定されると以下の支援を受けられます。

- まちづくり情報支援…活動内容を広報誌やホームページで紹介します。
- 人材育成支援…まちづくり組織連絡会や市主催の研修等に優先的に参加出来ます。
- イベント備品の貸出…学区コミュニティ等で所有している備品を借りることが出来ます。
- 市公用バスの貸出…利用に関するルールは市ホームページをご確認ください。